

【受験申込書記入要領】

* 下記の指示に従って、自筆で、正確に、記入してください。

[写真]
・写真の裏面に氏名を記入してください。
・途中ではがれないようにしっかりと糊付けしてください。

[受験番号]
・何も記入しないでください。

[年齢]
・令和6年4月1日時点の年齢を記入してください。

[家族数]
・本人及び配偶者以外で同居している人数を記入してください。
・同居している方がいない場合は「0」と記入してください。

[職種番号及び職種]
・志望する順に職種番号と職種を記入してください。志望数は3以内とします。(併願希望の方は第4志望まで)

令和6年度 苫小牧市任期付・育休等代替任期付職員採用試験受験申込書

[併願希望]
・任期付職員と育休代替任期付職員を併願する方は「あり」に、併願しない方は「なし」を○で囲ってください。

[心身の障がい]
・障害者手帳をお持ちの方は、手帳の写しを受験申込書と一緒に提出してください。
・車椅子の使用など、受験の際に要望のある方は、11月7日(火)までに行政監理室に申し出てください。

[現住所]
・郵便物が確実に届くように郵便番号、アパート名、方書等も記入してください。
・自宅電話番号及び携帯電話番号も忘れずに記入してください。

[連絡先]
・現住所と連絡が取れない場合に必要となりますので、現住所とは別の連絡先(家族の住所等)を記入してください。
・現住所と連絡先が同じ場合は連絡先の欄に「同上」と記入してください。

[学歴]
・中学校卒業後の学歴から順に最終学校まで記入してください。
・転校している場合は、欄を変えて記入してください。
・専門学校、予備校等についても記入してください。
・在学期間に中断がある場合には、その期間と理由を記入してください。
・記入欄が不足する場合には、別紙に記入してください。

[自動車運転免許の種類]
・該当するものに○印をつけてください。

[自動車運転の可否]
・実際の運転の可否について○印をつけてください。

[資格・免許]
・記入欄が不足する場合には、別紙に記入してください。

[職歴]
・自営業の場合は、「〇〇電気店自営」等具体的に記入してください。
・無職の期間についても、「無職」と記入し、現在に至るまでの期間に中断がないように記入してください。
・退職の理由は具体的に記入し、在職中であれば同欄に「在職中」と記入してください。
・記入欄が不足する場合には、別紙に記入してください。

ペンを使用し、自筆で正確かつ丁寧に記入してください。
無職の期間は「無職」と記入。在職している場合は「在職中」と記入してください。
場合は、別紙を使用してください。
があるときは、市職員として採用される資格を失うことがあります。

受験番号	(記入しないでください)				氏名	ふりがな		写 真 (1) 縦4cm横3cm (2) 申込前3か月以内に撮影した無帽・上半身・正面向きの写真 ※眼鏡使用者は眼鏡着用もの (3) 写真の裏面に氏名を記入して貼付け			
及職 職 職 職 番号	第1志望	第2志望	第3志望	第4志望	S・H	年	月		日生	男・女	
併願希望	あり・なし	令和6年4月1日 現在の年齢		満	歳	配偶者			あり・なし		
心身の障がい	あり・なし		家族数 (配偶者を除く)		人						
現住所	〒		-		電話		-		携帯電話	-	
連絡先	〒		-		電話		-		携帯電話	-	
学 歴 (中 学 卒 業 後 の 学 歴 を 順 に 記 入 す べ て)	在学期間	学校名		所在地		学部・学科・専攻課程		卒業等の別			
	年	月	から					卒業・卒業見込み 中退・転校			
	年	月	から					卒業・卒業見込み 中退・転校			
	年	月	から					卒業・卒業見込み 中退・転校			
	年	月	から					卒業・卒業見込み 中退・転校			
職 歴 (自 営 業 も 含 む 。 職 歴 の 不 足 は 別 紙 に 記 載 す べ て)	在職期間	勤務先等名称及び勤務地		業種・部門(部・課・係)、役職、職務内容等 について記入してください。		週勤務 時間		退職理由			
	年	月	から			時間					
	年	月	から			時間					
	年	月	から			時間					
	年	月	から			時間					
資 格 ・ 免 許	資格・免許の種類別		取得年月日		資格・免許の種類別		取得年月日				
	自動車運転免許 普通・中型 大型・その他	○ 運転可 ○ 運転不可	年	月	日						
を れば ンを使用し、自筆で正確かつ丁寧に記入してください。 無職の期間は「無職」と記入。在職している場合は「在職中」と記入してください。 場合は、別紙を使用してください。 があるときは、市職員として採用される資格を失うことがあります。 また、採用された後においても免職されることがあります。											

裏面もあります。

